

浦安市規則第19号

浦安市重度障がい者等自動車燃料費の助成に関する規則の一部を
改正する規則

浦安市重度障がい者等自動車燃料費の助成に関する規則（平成21年規則第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号、第9条第2項第2号、別記第1号様式及び別記第9号様式中「運転免許証の写し」を「第一種運転免許を受けていることが分かる書類」に改める。

附 則

この規則は、令和7年3月24日から施行する。